

# 電気通信大学総合コミュニケーション科学推進室規程

平成24年 4月 1日

改正

平成26年 1月21日

## (趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学総合コミュニケーション科学推進機構規程第7条第2項の規定に基づき、電気通信大学総合コミュニケーション科学推進室（以下「推進室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (業務)

第2条 推進室は、総合コミュニケーション科学に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 世界的拠点となるための戦略の企画・立案に関すること。
- (2) 拠点形成のための外部資金獲得等の企画に関すること。
- (3) 研究会、講演会及び談話会等の開催に関すること。
- (4) その他、総合コミュニケーション科学推進機構の目的を達成するために必要なこと。

## (組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

## (室長)

第4条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

## (副室長)

第5条 副室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐する。

## (室員)

第6条 室員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

## (任期)

第7条 室長、副室長及び室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学総合コミュニケーション科学フォーラム規程及び総合コミュニケーション科学推進支援室設置要項は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間に、最初に任命される室長の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。